

2020年度利用契約約款の新旧対照表（変更部分）

1. 「京」に関する変更

旧	新
<p>(利用目的)</p> <p>第3条 FOCUSスパコンは、「京」をはじめとするスーパーコンピュータの産業利用の促進を図るため、企業・大学・研究機関等で得られた知見や研究開発の成果をスーパーコンピュータで利用するための技術高度化支援を行うほか、大学・公的機関等の知財の活用や産学官連携による産業利用、実践的な企業技術者の育成を推進することを目的とし、次の利用に供用する。</p> <p>(1) HPC利用のトライアルを目的とする「HPCスタートアップ支援」利用</p> <p>(2) 現状よりも大規模なHPC利用のトライアルを目的とする「HPCステップアップ支援」利用</p> <p>(3) HPC環境を活用した新産業の振興に寄与する「HPCを活用した新産業の振興」利用</p> <p>(4) HPC向けの国産アプリケーションソフトウェアの振興を目的とする「国産アプリケーションのインキュベート」利用</p> <p>(5) <u>HPCI戦略プログラム、『ポスト「京」で重点的に取り組むべき社会的・科学的課題に関するアプリケーション開発・研究開発』重点課題等</u>の研究成果の産業界への普及を目的とする「公的アプリケーションソフトの利活用支援」利用</p> <p>(6) 大学、独立行政法人及び財団法人等の公的機関並びに非営利団体と企業との産学官連携による「産業利用推進」のための利用</p> <p>(7) 大学、独立行政法人及び財団法人等の公的機関並びに非営利団体との連携による実践的な企業技術者の育成を目的とする「企業技術者の育成」利用</p> <p>(8) 「京」を中核とする研究教育拠点（COE）形成に資する利用</p> <p>(9) セミナー、講習会等を通じたスーパーコンピュータを利用できる人材育成のための利用</p> <p>(10) その他、理事長が認める利用</p> <p>(サービス)</p> <p>第9条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて提供するサービスは次のとおり構成される。</p> <p>(1) 提供計算資源の使用許諾</p> <p>(2) 財団が用意したソフトウェアの使用許諾</p> <p>(3) FOCUSスパコンの利用支援</p> <p>(4) プログラムのインストールにおけるFOCUSスパコンの基本動作に関わる支援</p> <p>(5) アプリケーションソフトウェア利用における支援を実施する企業等の紹介</p> <p>(6) FOCUSスパコンの利用に係る講習会及びFOCUSスパコン上で利用可能なソフトウェアに係る講習会</p> <p>(7) 「京」を中核とするHPCIの産業利用支援につながるサービス</p> <p>(8) 財団と別途契約を結ぶアプリケーションソフトウェアの機能をネットワーク経由で利用者に提供するASP（Application Service Provider）によるサービス</p> <p>(9) FOCUSスパコンネットワークへの持ち込み機器接続</p> <p>(10) その他、財団が随時提供するサービス</p> <p>以下略</p>	<p>(利用目的)</p> <p>第3条 FOCUSスパコンは、「富岳」をはじめとするスーパーコンピュータの産業利用の促進を図るため、企業・大学・研究機関等で得られた知見や研究開発の成果をスーパーコンピュータで利用するための技術高度化支援を行うほか、大学・公的機関等の知財の活用や産学官連携による産業利用、実践的な企業技術者の育成を推進することを目的とし、次の利用に供用する。</p> <p>(1) HPC利用のトライアルを目的とする「HPCスタートアップ支援」利用</p> <p>(2) 現状よりも大規模なHPC利用のトライアルを目的とする「HPCステップアップ支援」利用</p> <p>(3) HPC環境を活用した新産業の振興に寄与する「HPCを活用した新産業の振興」利用</p> <p>(4) HPC向けの国産アプリケーションソフトウェアの振興を目的とする「国産アプリケーションのインキュベート」利用</p> <p>(5) <u>「富岳」を用いて重点的に取り組むべき社会的・科学的課題（重点課題）に向けたアプリケーション開発等</u>の研究成果の産業界への普及を目的とする「公的アプリケーションソフトの利活用支援」利用</p> <p>(6) 大学、独立行政法人及び財団法人等の公的機関並びに非営利団体と企業との産学官連携による「産業利用推進」のための利用</p> <p>(7) 大学、独立行政法人及び財団法人等の公的機関並びに非営利団体との連携による実践的な企業技術者の育成を目的とする「企業技術者の育成」利用</p> <p>(8) 「富岳」を中核とする研究教育拠点（COE）形成に資する利用</p> <p>(9) セミナー、講習会等を通じたスーパーコンピュータを利用できる人材育成のための利用</p> <p>(10) その他、理事長が認める利用</p> <p>(サービス)</p> <p>第9条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて提供するサービスは次のとおり構成される。</p> <p>(1) 提供計算資源の使用許諾</p> <p>(2) 財団が用意したソフトウェアの使用許諾</p> <p>(3) FOCUSスパコンの利用支援</p> <p>(4) プログラムのインストールにおけるFOCUSスパコンの基本動作に関わる支援</p> <p>(5) アプリケーションソフトウェア利用における支援を実施する企業等の紹介</p> <p>(6) FOCUSスパコンの利用に係る講習会及びFOCUSスパコン上で利用可能なソフトウェアに係る講習会</p> <p>(7) 「富岳」を中核とするHPCIの産業利用支援につながるサービス</p> <p>(8) 財団と別途契約を結ぶアプリケーションソフトウェアの機能をネットワーク経由で利用者に提供するASP（Application Service Provider）によるサービス</p> <p>(9) FOCUSスパコンネットワークへの持ち込み機器接続</p> <p>(10) その他、財団が随時提供するサービス</p> <p>以下略</p>

2. アカウントの管理

旧	新
<p>(サービス及びアカウントの一時停止又は利用契約の解除)</p> <p>第34条 財団は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクト（課題）に対するFOCUSスパコン利用サービスの提供及びアカウントを一時停止し、又は利用契約を解除することができる</p> <p>(1)～(7)略</p> <p>2 財団は、前項によりFOCUSスパコン利用サービス及びアカウントを一時停止する場合には、責任者に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>3 財団は、第1項により利用契約を解除する場合には、責任者に対して<u>その旨、理由を通知し、利用者は未払いの料金を支払うものとする。また、既払いの料金は一切返金しないものとする。</u></p>	<p>(サービス提供及びアカウントの一時停止又は利用契約の解除)</p> <p>第34条 財団は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクト（課題）に対するFOCUSスパコン利用サービスの提供及びアカウントを一時停止し、又は利用契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(7)略</p> <p>2 財団は、前項によりFOCUSスパコン利用サービス提供及びアカウントを一時停止する場合には、責任者に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>3 財団は、第1項により利用契約を解除する場合には、責任者に対して<u>事前にその旨、理由を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</u></p> <p>4 <u>第2項による一時停止が行われた場合、利用者は停止期間中も料金の支払義務を負うものとする。第3項による解除が行われた場合、利用者は未払いの料金を直ちに支払うものとし、財団は既払いの料金を一切返金しないものとする。</u></p>
<p>(アカウントの管理)</p> <p>第41条 利用者、責任者、連絡責任者又は従事者は、FOCUSスパコン利用サービスに関する財団提供のアカウントのパスワード（自ら再設定したものを含む）を、財団の承諾なく個々の従事者本人以外のもの（以下、本条において「第三者」という）に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければならない。</p> <p>2 利用者、責任者、連絡責任者又は従事者は、第三者にアカウント名及びパスワードを提供してFOCUSスパコンを利用させてはならない。</p> <p>3 財団が、利用者、責任者、連絡責任者又は従事者について前項に違反する疑いがあると認めるときは、第34条第2項の定めによらず財団は直ちに当該利用者のアカウントを一時的に停止することができる。</p> <p>4 財団が、利用者、責任者、連絡責任者又は従事者が第2項に違反したと認めるときは、<u>第27条第3項の規定により、事前に通知、催告をすることなく当該利用者との契約を解除することができる。</u></p>	<p>(アカウントの管理)</p> <p>第41条 利用者、責任者、連絡責任者又は従事者は、FOCUSスパコン利用サービスに関する財団提供のアカウントのパスワード（自ら再設定したものを含む）を、財団の承諾なく個々の従事者本人以外のもの（以下、本条において「第三者」という）に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければならない。</p> <p>2 利用者、責任者、連絡責任者又は従事者は、第三者にアカウント名及びパスワードを提供してFOCUSスパコンを利用させてはならない。</p> <p>3 財団が、利用者、責任者、連絡責任者又は従事者について前項に違反する疑いがあると認めるときは、第34条第2項の定めによらず財団は直ちに当該利用者のアカウントを一時的に停止することができる。<u>一時停止期間中の料金の支払いについては、第34条第4項前段を準用する。</u></p> <p>4 財団が、利用者、責任者、連絡責任者又は従事者が第2項に違反したと認めるときは、<u>第34条第3項の定めによらず財団は直ちに当該利用者との契約を解除することができる。この場合の料金の支払いについては、第34条第4項後段を準用する。</u></p> <p>5 <u>前項により契約解除となった場合、責任者から当該利用者の専有領域に保存された電子データの提供の申し出があれば、財団はこれに応じる。この提供にかかる費用は利用者の負担とする。</u></p>